

宮城県公報

発 行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

告 示

- 認証食品の認証 (食産業振興課) 一
- 漁船損害等補償法に基づく事前届出及び指定漁船調書の縦覧 (水産業振興課) 一
- 海岸保全区域の変更 (河川課) 一
- 都市計画変更の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 三
- 土地区画整理組合の解散の認可 (同) 四
- 政府調達に関する協定の適用を受ける入札の公告 (契約課) 四
- 企業局 監査委員 (同) 六
- 住民監査請求に係る監査結果について (同) 七

告 示

○ 宮城県告示第八十号
宮城県認証食品認証要綱(平成十七年宮城県告示第九百号)第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。
平成二十五年二月五日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

認証食品	製造業者の名称	製造所等の所在地
番号	申請者の氏名	
品目	製造業者の名称	

百七十	あられ類	みやぎのあられ株式 会社 代表取締役 石田定 克	みやぎのあられ株式 会社	巨理郡巨理町逢隈鹿島字吹田 五十一
二百四	あられ類	みやぎのあられ株式 会社 代表取締役 石田定 克	みやぎのあられ株式 会社	巨理郡巨理町逢隈鹿島字吹田 五十一

二 認証年月日

平成二十五年一月二十八日

○ 宮城県告示第八十一号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示し、当該届出に係る指定漁船調書を平成二十五年二月五日から平成二十五年二月十九日まで縦覧に供する。

平成二十五年二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

届 出 事 項	縦 覧 場 所
発起人の住所及び氏名 石巻市雄勝町立浜寺下九 阿部賢市朗 石巻市雄勝町水浜字向三十 三の三 伊藤 浩光	雄勝町雄勝 湾加入区 宮城県漁業協同組合 石巻市雄勝町雄勝字 上雄勝百五十一の三 宮城県漁業協同組合 雄勝町雄勝湾支所
加入区	
漁船損害等補償法第百十三条 第一項の申出をする漁業協同 組合の名称	

○ 宮城県告示第八十二号

海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条第一項の規定により平成二十三年宮城県告示第七百一
号(海岸保全区域の変更)で指定した海岸保全区域を、次のとおり変更する。
なお、その関係図面は、宮城県庁(土木部河川課)及び宮城県仙台土木事務所に備え置いて縦覧に
供する。

平成二十五年二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第八十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十五条第一項の規定により、土地区画整理組合の解散について、次のとおり認可した。

平成二十五年二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

大和町大和インター周辺土地区画整理組合

二 事務所所在地

黒川郡大和町まいの二丁目十番地の十二

三 解散事由

事業の完成

四 解散認可の年月日

平成二十五年一月二十八日

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十五年二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県工事管理システム運用管理保守業務 一式

2 調達案件の様式等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 契約締結の日から平成三十年三月二十九日まで

4 履行場所 宮城県庁行政舎内

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第一条の規定による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の

申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業者として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、

又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 開札時において、次に掲げる認証制度の認証又は認定を受けていること。

(一) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度

(二) プライバシーマーク制度

9 情報処理技術者試験の区分等を定める省令（平成九年通商産業省令第四十七号）の表上欄に掲げるテクニカルエンジニアリング（システム管理）試験又は当該試験と同等と認められる資格の保有者を雇用し、かつ、本業務に従事させることができること。

10 過去二年以内に公共機関と情報システムの開発又は運用保守に係る業務委託契約（契約額二千万円以上に限る。）を履行した実績を有すること（運用保守で複数年契約している者については、契約締結後一年以上経過している者を含む。）。

11 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三三五）へ平成二十五年二月二十五日（月）午後五時までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所 契約条項及び契約条件を示す場所並びに入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課 工事契約班（電話〇二二・二二一・三三三三六）

2 入札説明書及び入札参加申請書の交付期限

(一) 平成二十五年二月五日（火）から同年三月四日（月）までの午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）とする。

(二) 入札説明書及び入札参加申請書の交付方法 1において配布する。

3 入札参加資格の確認等

(一) 入札参加を希望する者は、次に掲げる書類（2により配布する様式による。）を持参の上提出し、この業務に係る入札参加資格審査及び資格確認を受けなければならない。

(一) 入札参加資格確認申請書

(二) 認証制度の認定及び公共機関発注のシステム開発に係る委託契約の実績等

4 入札参加申請書類等の提出期限及び提出場所等

(一) 平成二十五年三月四日（月）の午後五時まで

(二) 提出場所 1と同じ。

5 入札参加資格の審査等

(一) 入札参加資格の審査をしたときは、当該申込みを行った者に対してその結果を通知する。

(二) 入札参加資格有資格者と認められなかった者は、その理由について書面で問い合わせをすることができる。

(三) (二)の説明を求めようとするときは、その旨を記載した書面を三の1に記載の担当課へ提出しなければならない。

6 入札書の提出期限及び場所

(一) 日時 平成二十五年三月十八日（月）午後五時まで

(二) 郵送により提出するものとし、配達証明付書留郵便にて提出期限まで到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、7の開札日の日時までとする。

(三) 提出場所 1と同じ。

(四) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

7 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十五年三月十九日（火）午前十一時（午前十時五十分開場）

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎二階 第一入札室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十六号）第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する

消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であつて予定価格を制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 この入札に係る調達案件は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期契約対象業務として複数年度に亘る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年以降の歳出予算が不成立となつた時は、契約書の定めにより契約を解除する。

11 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Item (s)/Service (s) Required : Operation and maintenance service of Miyagi Prefecture construction management system - 1 set

2 Period of Contract : From the contact conclusion date to March 29, 2018

3 Place of Delivery : Within Miyagi Prefectural Office building

4 Deadline for Bid : Monday, March 18, 2013, 5 : 00 p.m.

5 Contact Information : Construction Contracts Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Miyagi 980-8570 Japan
TEL: 022-211-3336

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

企業局

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十五年二月五日

宮城県公営企業管理者 伊 藤 直 司

一 入札に付する事項

1 購入物品 ポリ塩化アルミニウム（単価契約）

2 購入物品の数量及び仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期間 平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

4 納入場所 麓山浄水場、中峰浄水場、衡東浄水場、南部山浄水場

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

4 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第一条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有

していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

5 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五）へ平成二十五年三月一日（金）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
千九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県企業局公営事業課総務班（担当 渡辺 齋子 電話〇二二・二二一・三四一三）

2 入札説明書の交付期限

平成二十五年三月一日（金）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十五年二月二十五日（月）まで三の1あて申し出る。

3 一般競争入札参加資格審査

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十五年三月七日（木）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限 平成二十五年三月十九日（火） 午後五時（郵送により提出する場合は入札に係る調達物品の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到達すること。）ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時とする。

5 開札の日時及び場所 平成二十五年三月二十一日（木） 午後一時三十分

宮城県行政庁舎十五階 企業局会議室

四 入札に参加することができない者

1 一に定める資格を有しない者

2 当該調達物品に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 企業局財務規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第九号）第一条の二第一項

の規定により準用する財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に關する規則（平成二十四年宮城県規則第四十六号）第二条の規定による。

3 契約保証金 企業局財務規程第一条の二第一項の規定により準用する財務規則第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 金額は、一トン当たりの単価を記入すること。単価は、消費税及び地方消費税を含まない金額とする。

なお、消費税及び地方消費税は代金請求時に加算するものとする。
6 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると公営企業管理者が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするこの有無 無
8 契約書作成の要否 要

9 詳細は入札説明書による。
六 概要

概要

Summary
1 Nature and Quantity of Items to be Procured : Polyaluminum chloride (Unit-price contact)

2 Period of Supply : April 1, 2013 to March 31, 2014

3 Place of Delivery : Fumotoyama Water Purification Plant, Nakamine Water Purification Plant, Koto Water Purification Plant and Nanbuyama Water Purification Plant

4 Deadline for Bid : March 19, 2013, 5 : 00 p.m.
5 Contact Person : Mayuko Watanabe, General Affairs Section, Public and Water Projects Division, Public Enterprise Bureau, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan Tel.: 022-211-3413

監査委員

○宮城県監査委員告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による本住民監査請求について、同条第4項の規定に基づき監査した結果を別用のとおり公表する。

平成25年 2月 5日

宮城県監査委員	安 藤 俊 威
宮城県監査委員	普 遊 間 佐 勘 左衛門
宮城県監査委員	工 藤 鏡 子